

八雲御抄中の藤原俊成関連記事について

一 はじめに

八雲御抄は、順徳院が先行歌学書を最大限に利用しつつ、新たな構想のもとに自ら新資料を加えて構成した最大の歌学書であり、平安時代歌学の集大成である。その序文にあるように、和歌六義にちなんで全六巻とし、巻一正義部、巻二作法部、巻三枝葉部、巻四言語部、巻五名所部、巻六用意部から成る。

稿者は片桐洋一先生のご指導のもと、八雲御抄研究会同人の一人として本文および注釈の共同研究を行い、その成果は片桐洋一編『八雲御抄の研究^{正義部}』本文篇・研究篇・索引篇(和泉書院・二〇〇一年刊)、同『八雲御抄の研究^{枝葉部}』本文篇・索引篇(和泉書院・九九二年初版第一刷、二〇〇六年初版第二刷刊)、同『研究篇』(同)、片桐洋一監修・八雲御抄研究会編『八雲御抄 伝伏見院筆本』(和泉書院・二〇〇五年刊)として公開し、現在、名所部、用意部の

出版準備中である。

藤原俊成への関心から、八雲御抄において俊成がどのように評価されているかを明らかにしたいと考えているが、拙稿ではその前段階として、俊成関連記事をすべて掲出し、いささかの考察を試みた。以下に述べることは、前述した八雲御抄研究会同人の共同研究の成果に大きく拠っているが、最初の出版から十六年が経ち、その後の研究の進展で得られた知見もあるので、それらに配慮しつつ俊成研究の立場から問題点を捉え直すことにする。出典の引用に際しては、できる限り全文を引用することとし、紙面の制約のため簡略にせざるを得なかった前掲書の補いを期した。

底本には、現存伝本中最古の完本である伝伏見院筆本を翻刻した前掲書を用い、私に濁点、読点、句点を付すが、必要に応じて他本を参照する。古来風躰抄は冷泉家時雨亭叢書所収の俊成自筆本(初

よし
だ
かおる
薫

撰本を用い、同様の処置を施し、必要に応じて再撰本を参照する。再撰本その他の歌学書については、日本歌学大系本を用いる。歌学書以外から和歌を引用する場合は、新編国歌大観を用いる。以下、巻の順に用例をあげる。

二 卷一正義部について

この巻では十一箇所に俊成関連の記述が見られるが、そのうち三箇所に、長歌短歌に関する俊成説が細字注の形で引用されている。

①「或称長哥 両説子細多之 俊成古語抄に巨細いへり いづれも有謂 只所詮長哥短哥皆長哥の名也」

②「短哥長哥事 家々髓腦 俊頼か〔か〕は〔口〕の誤写か）伝俊成抄など所詮両説歟 難決定一方事歟」

③「俊成古来風林抄云 雖両説彼心引長哥歟 崇徳院御時 短哥と侍 古人皆詠長哥云々」

①は標目「短歌」の割注、②は短歌長歌の説明部分の頭注、③は古今集・雑体・一〇〇五番・躬恒の長歌解説部分の頭注である。①②③は、それぞれ異なる書名をあげるが、すべて古来風体抄の記述に一致する。②の「俊成抄」は、③の「俊成古来風林抄」の略称と解されるが、①の「俊成古語抄」(他の伝本も同じ表記である)が正しいのであれば、これは「俊成古来風林抄」の別称でもあろうか。

古来風林抄上では、万葉集から和歌を抄出するに際して、巻頭歌が長歌であるためこれを省略し、抄出が短歌に限ることを断って、長歌短歌に及んでいる(注一)。段落に分け、記号を付して次にあげ

る。

「(ア)まづ、長哥短哥といふこと、もとよりあらそひある事なり。しかれども、まづこ、には、万葉集につきて長哥をば略すと申侍なり。

(イ)このことは古今集よりうたがひの侍なり。そのゆへは、雑林のまきに短哥部とかきて、まさしきそのうたのことばの所には、つらゆきがふる哥たてまつるときそへてたてまつれるながうたとかき、みつね忠岑がうたのところにも、おなじくそへてたてまつりける長哥とかきて侍なり。

(ウ)それを崇徳院に百首のうた人くゝにめし、ときおのくゝが述懐の哥はみな短哥によりてたてまつれとおほせられて侍しかば、おのくゝ短哥とかきてながうたをたてまつり侍にき。

(エ)又俊頼朝臣の口伝にも、たしかには申しらざるべし。

(オ)それを清輔朝臣と申、もの、奥義とかいひて、髓腦とてかきて侍なるものには、ひとへにながきを、短哥とさだめかきて侍とかや。おほかたは、かやうの事万葉しふをぞ証拠とはすべきところに、万葉には、すべて卅一字のうたをば短哥反哥などかきて、いかにも長哥とはか、ず侍なり。たとへば、柿本朝臣人麿が作哥一首并短哥二首とも三首とも申たるは、みな短哥といへるかすには卅一字のうたにて、ながきをばたゞむねとの事にて、長ともか、ず、まじ短哥とか、ず。たゞ作哥一首とも二首ともいへるは、みな長うたにて侍なり。さればながきをも長哥とはか、ざれども卅一字をみな短哥反哥とかきつれば、ながきはうたがひなく長哥とみえぬ。卅一

字のうたを長哥とかけるところは、ひと、所(ところ)もなきなり。それをばいか、おして卅一字を長哥とは申べき。

(カ)たゞし、ながきをみじかうたといふ心は、ことばのとくうつりわたるなりといへるも、さまでとくうつらぬところも、ふるきうたどもには侍めり。これはたゞ詠するにながくは詠ぜられず、みじかくいひきりく詠するなり。又卅一字の哥は詠するにながく詠ぜらる、なり。よりて詠のこゑにつきて、短哥といひ、ながうたとも申なるべし。いかにもうたは、詠のこゑによるべきものなるがゆへなり。

(キ)しかれども万葉集には、まさしくみじかければ卅一字を短哥といへり。しかれば、又、長をば長哥といふべしとみえたるなり。

(ク)されば古今集に短哥部とはたてながら、ことばには、そへてたてまつる長哥とかきたれば、ふたつの説にして、事をきるまじとおもへるにや。よろづのことに両説ある、つねの事なり。

(ケ)しかれども、万葉しふの事をいひながら、ひとへに卅一字の反哥短哥をながうたといふらんずいなうは、万葉集をくはしくみざるに、たり。

(コ)又、拾遺しふには、とかくこと、はず、長哥部とかきて、人磨がよしの、宮にたてまつれるながうたとかけり。源したがふ、よしのぶとが贈答せるうたも、又東三条の入道おとどの、円融院の御時たてまつられたる長哥などみな侍めり。よりてなをこれには、ながきをば長哥、みじかきをば短哥反哥としるし侍なり。」

(ア)では、長歌、短歌について説があるが、万葉集に關しては長歌を抄出しないという俊成の立場を明確にする。

(イ)では、古今集が部立では短歌としながら、詞書では長歌としてゐる事実を述べる。

(ウ)では、述懐歌は「短歌」で詠むようにとの仰せがあつたが、歌人達は「短歌」と書いて實際は長歌を奉つた久安百首の例をあげる。

(エ)では、俊頼髓脳ははっきり結論を出していないと述べる。

(オ)では、奥義抄が短歌を長歌とすることに對して、万葉集の実態とは異なるとして厳しく批判している。

(カ)では、長歌形式のものを「短歌」と呼び、短歌形式を「長歌」と呼ぶのは、詠じる時の声の続け方にあると述べるが、俊頼髓脳や和歌童蒙抄の影響を受けたものらしい(注二)。

(キ)では、再び万葉集に戻り、三十一字が短歌であり、長いものが長歌であると結論づける。

(ク)では、古今集に戻つて、部立と詞書で表記が異なるのは、あえて二説を併存させているためかと推測し、二つの立場があるのは常のことであると、一般論に転じる。

(ケ)では、万葉集の実態を知らないと、再び奥義抄を暗に批判する。

(コ)では、拾遺集の実例をあげ、長いものは長歌であり、短いものは短歌、反歌であると述べる。

八雲御抄が①で述べるのは、右に見たように、古来風躰抄が(清

輔の奥義抄を批判しつつ、万葉集、古今集、拾遺集の例をあげて詳しく述べていることを概括したものである。また②で「俊頼か伝」というのは、(エ)の記述が念頭にあったためではないかと思われる。また「所詮両説歟 難決定一方事歟」とするのは、(ク)の記述を受けたものと解される。③は、(ウ)のエピソードを簡略に記している。

次にあげる④～⑥は、歌病に関する記述である。

④同心病に関する記述の割注に「俊成古来風林曰 八病中是ぞ可去其残はさりあふべからず」とある。

これは、古来風林抄上の「あるいは八病をたてたり……このなかにはじめの同心の病ぞむねとさるべき事とみえたる。のこりはさりあふべきにあらざる事なり」を簡略にしたものである。

⑤「此外故人禁来事」(伝伏見院筆本「此外来事」とするのは不可)の条で「毎句上同字ある也」として例にあげる「なみだがはいかなるみづかながるらんなどわがこひをけつ人のなき(亭子院歌合・恋一番左勝・興風)の頭注に、「住吉哥合 此病俊成難之」とある。

これは、住吉社歌合・旅宿時雨・七番右持「しばのとをたたくあらしのおとにまたしぐれうちそふたびのよはかな(藤原憲盛)に対する判詞「しばのとしぐれとおけるはじめのもじいかがとみゆ」を指すと思われる。

⑥歌病に関する記述中に、「俊成曰、凡万葉已下哥は同事を二句比詠而あさかやまあさく(底本「、」を国会本他により「く」により

訂正する)はといひ、みやまにはみやまのべといへるを、非病之由に陳成事、古人所為なれども尤無由。彼をば唯病沙汰なくよめる哥云々(底本は「俊成曰」ナシ、国会本他で補う)とある。

これは、次にあげる古来風林抄の記述の要旨を述べたものである。

「そのなかにむかしの哥におなじことふた、びかへしてよめる事を、きんたうの卿としよりの朝臣などさへいかにおもひ申たる事にか、なにはづのうたをさへこのはなはむめの花なり。いまは春べとさくやこのはなといふはよろづのはな、ればやまゐにあらざといひ、あさかやまのうたもハジメノ山のなはにこりていふべし、あさくはといへるは山の井のあさきこゝろなり、又みやまにはまつゆきだにきえなくといへるうたも、はじめはおくやまをいふ、みやまはこのべのといふは宮なり。さればこれらはやまゐならぬよしに申たるこそいかには侍にか。たゞむかしのうたはわざとふた、びいへるなり。やまゐといひなる事はときよのあらたまりへだ、りてものしりたてける人どものしきをつくりなどしけるほどにやまゐりどもをたて、いひなやましてけるぞとこそあらまほしけれ。ふるきうたどもをさへあらぬさまにいひなせる事、あやしくみえ侍事なり」

俊成は、公任や俊頼が「難波津」の歌(古今・仮名序)や「浅香山」の歌(万葉・卷十六・三八〇七)、「みやまには」の歌(古今・春上・一九)を歌病ではないとするものの、歌病意識がない時代の古歌に

歌病の概念を当てて考えることの不当なことを述べ、順徳院も俊成説を「誠上古如然歟」として、その妥当性を認めている(注三)。

次にあげる⑦～⑩は、歌合における禁止事項に関する記述中に見られるものである。

⑦句並びに関して「俊成曰、歌合には同字四有など古は各たりと有の、字四有は各と不聞(底本にこの部分がないため、国会本その他の本文による)とある。

これは、住吉社歌合・旅宿時雨・十八番左持「なにはがたあしのまるやのたびねにはしぐれはのきのしづくにぞしる」(平経盛)に対する判詞「うたあはせにはおなじもじよつありなど、ふるくはとがめたるをりもあれど、のの字よつあるは、ことにとがときこえず」を言う。

⑧歌合難の例に「てる月のをのが光といへるを、をのがを俊成難之誠無詮詞也」とある。

これは、住吉社歌合・社頭月・十八番左持「てる月もおのがひかりやたむくらむしらゆふかくるすみよしのまつ」(藤原伊綱)に対する判詞「おのがことばことにあるべしともやおほえざらむ」を指したものであり、順徳院も「誠無詮詞也」と賛意を表している。

⑨「岸樹病 猶可去歟」として「左大将哥合 後京極 俊成判。そでのゆきそらとよめる聊難。定家哥 定兼日令見歟。非深谷歟」とする。

これは、六百番歌合・春・七番・志賀山越・左「袖のゆきそらふ

くかぜもひとつにてはなにほへる志がの山こえ(藤原定家)に対して右方が「句ならびのその字、みみにたちてきこゆ」と難じたが、判詞ではそのことを咎めず勝ちを与えていることを踏まえ、息子の定家詠を父俊成は歌合以前に見知っていたであろうとし、大した難ではないと俊成が考えていたと推測したものである。実際に、定家が父俊成に和歌の添削を受けていたことを示す資料が存在する(注四)。

⑩後人による注記の可能性があるが、書陵部本には「同事の詞かはりたるは尤可為病」の例として割注で「けりとけるとは俊成難之」とある。

これも、住吉社歌合・社頭月・十一番・左持「すみよしのかみさびにけるたまがきをみがくは月のひかりなりけり」(女御家兵衛督)に対する判詞「左又、けるけりといへり、よりて持とす」を言う。

以上、①～⑩は俊成説の紹介であり、順徳院はおおむね賛意を表している。

⑪学書の条には、「五家髓脳」として新撰髓脳、能因哥枕、俊頼無名抄、綺語抄、奥義抄をあげたのちに「近範兼童蒙抄、江帥、初学、一字、俊成古来風躰、皆以明鏡也」として、指針となるべき歌字書に古来風躰抄も加えて、高い評価をしている。実際、八雲御抄には、住吉社歌合判詞とともに古来風躰抄から多く引用されている。

三 卷二作法部について

この巻では、次にあげる⑫～⑳の十箇所に、俊成の名前が見える。

⑫社頭歌合について「於諸社哥合者勸進人書番之。判ハ或任神慮或又有判」の割注に「嘉応住吉俊成判」とある。

これは、俊成が住吉社歌合の判者をつとめた事実を述べたにすぎないが、前節でもあげたように、順徳院は住吉社歌合の判詞から多く引用しており、この歌合を重要視している。

⑬判者について「近比俊成入道相継定家傍若無人、尤專一也」とあり、八雲御抄執筆当時における、俊成、定家父子の独走ぶりが皮肉めいた口吻で述べられている。この頃には、御子左家が歌道家として確立し、もはや他の追隨を許さないほどの圧倒的優位にあった状況が解る。

⑭「可然所々殊哥合」の判者について「奈良花林院、山無動寺、広田、住吉等哥合、扱当世哥仙。俊頼、基俊、俊成等也」として、俊成が広田社および住吉社歌合の判者をつとめた事実を述べるが、俊頼、基俊と並んで歌仙として、歌人俊成への高い評価が窺える。

⑮「屏風障子等哥」の作者に言及して「建久宜秋門院入内、俊成又入道後詠之。吉事なれど通世人或詠之也。可在時儀。但少々哥人など不可召歟」とする。俊成が出家後に建久元年（一一九〇）女御入内御屏風和歌の作者となったことを述べた箇所であり、一般には、慶事に出家者が作者になることは稀であるが、それ相應の歌人を採用

するという建前から、出家者であった俊成が採用されたことを容認したものと解される。なお、この時作者となったのは、入内した任子の父太政大臣兼実、兄の権大納言良経、左大臣実定、右大臣実房、季経、隆信、定家であり、出家者は俊成ひとりであった。長秋詠藻、俊成家集にはこの時の詠歌が掲載されて、詞書には「通世の身なりともなお詠みて奉るべきよし」云々とある。単なる謙辞と解するより、俊成自身も例外的なことに認識していたのではないかと思う。

⑯大嘗会和歌の作者を列挙するなかに「仁安 悠 俊成」とあるのは、六条天皇の即位に際し、仁安元年（一一六六）大嘗会悠紀方歌の作者となった事実を述べたものである。この時の詠歌二十八首は、長秋詠藻に収録され、詞書には「さきさき常は儒者などこそつかふまつるをいかごと辞し申すを」とあり、儒者にあらずとして最初は作者となることを断ったことを述べている。

⑰同じく大嘗会和歌の作者について「一人ハ必儒者 一人は只哥人也。……只哥人ハ頭輔、清輔、俊成、有家等人也。凡中納言已下也。未及大納言已上」とあり、歌人の作者にその名を列ねている。

⑱歴代の勅撰集を列挙して「千載 文治、依後白川院仰、入道俊成卿撰之。通世者撰之。准喜撰和哥式」とする。

順徳院が出家者の撰者の先例として喜撰和哥式まで持ち出しているのは、俊成が出家後に千載集の撰者となったことを異例と感じているからではないだろうか。俊成自身も、古来風躰抄で「故後白川院のおほせごとにて、おいほうし撰集のやうなるものつかうまつり

てたてまつり侍りし、千載集と申す」と述べ、謙辞めいた書き方をしているのも同じ理由によるものと思われる。

⑲勅撰集の序者を列挙して「千載 仮名 俊成」とするのは、俊成が千載集の仮名序を認めた事実を述べたものである。

⑳後撰集の人名の表記の仕方について「題不知よみ人もとかけり。人名或童名異名等也。但俊成説何も如古今。強不可替云々」と述べる。

ここに言う俊成説とは、次にあげる古来風躰抄の記述を要約したものである。

「後撰には題しらずよみ人もとかき、拾遺にはだいよみ人しらずとかくなり、ちかき世の故人など申とき、て、そのかみはさやうにもかき侍りしを、なをふるき本どもたづねみはべりしかば、さまざまにかきたるさま、たゞをんな、どのかきうつすほどに、さやうなる事を人の申いでたるにこそとみえ侍れば、故後白川院の三代集かきてまいらせよとおほせられしとき、後撰をも拾遺抄をもみな古今のおなじ事にかきてたてまつり侍にしなり」

俊成は、作者表記や題しらずの書き方は諸本でさまざまであるが、それは書写段階で生じたものであり、古今集の書き方に従うべきであると主張している。

㉑勅撰集における親王の表記について「代々集雖不同於親王ハ頭名例也。如俊頼俊成撰者当時院御弟御子など抑〔仰〕に通じるか）テ書名尤有恐歎。仍書注非正説事歎」と述べる。

千載集の伝本には、鳥羽天皇皇子を「仁和寺後入道法親王」、後

白河天皇皇子を「仁和寺法親王」など実名を書かないものや、「仁和寺後入道法親王覚性」「仁和寺法親王守覚」のように注記するものがある(注五)。このような表記の仕方について、俊成の下命者である(後白河)院に対する遠慮によるものと順徳院は憶測している。

四 卷三枝葉部について

歌語の解説が中心となるこの巻では、俊成の説や歌の例が九例ある。

㉒風の項に「寂蓮がすみよしの浦の松にあらしをよめるをば、俊成これを難ず。うべ山風を本にひけり」とする。

これは、住吉社歌合・杜頭月・十七番・右持「あらしふくまつのごずゑにきりはれてかみもこころやすみのえの月」(藤原定長)の判詞中に、「あらしふくとおける、はまつなどにはあらしとはいふべからず、むべやまかせをあらしといふらむといふうたにてしるべきことなり」を言ったものであり、順徳院も「まことにいはれあり」と賛同している。

㉓雨の項に「頼政がよこしぐれとよみて俊成に被難」とある。

これは、住吉社歌合・旅宿時雨・廿四番・右負「たびのいははあらしにたぐふよこしぐれしばのかこひにとまらざりけり」(源頼政)の判詞で、「よこしぐれさはあることながら、優にしもきこえずやあらむ」と咎めたことを言う。

㉔霞の項に「万に、ほのうへきりあひといへり。夏もいつも風しづかなるあしたによむべしと俊成いへり」とある。

これは、古来風躰抄の「あきのたのほのうへにきりあひあさがす
みいづへのかたにわがこひやまん」(万葉・卷二・八八)の評に「か
すみはかくあきのうたにもよみて侍なり。まことに夏もふゆも風
ふかずしづかなるあさけには、山きはにすみわたりて侍ものなり」
とある記述を簡略にしたものである。

②⑤夜の項に「千載集に源仲正が哥、はかなくもわがよのふけをしら
ずしていさよふ月をまちわたるかなといふは、影はいさよひの月と
いへり。十六日の月ならば我よのふけとよむべからず。尤不審。凡
不可限十六日歟。仲正雖非指南俊成所撰也」と述べる。

これは、十六夜が十六日限りか否かを論じている箇所、千載集
に入集する仲正歌(雑上・九九七)が「いさよふ」と言いながら「ふ
け」と詠んでいる矛盾を指摘し、たとえ作者仲正が知らなくても撰
者俊成の目を通してのだから不審であると、俊成の見識を疑問
視している。なお詞書には「いさよひの月の心をよめる」とある。

②⑥寺の項に「ふもと 俊成」とあるのは、玉葉・秋下・七一八「又
たぐひ嵐の山のもつとでらすぎのいほりにありあけの月」(初出は建
仁元年八月十五夜撰歌合)や風雅・秋中・五三六「をぐら山ふもと
のてらの入あひにあらぬねながらまがふかりがね」(初出は建仁元年
七月二十七日和歌所事始当座歌会)を指すのであろう。

②⑦極楽の項に「みだのみ国 俊成」とあるのは、新古今・釈教・一
九六七「いまだこれ入日をも思ひこし弥陀のみくにのゆふぐれ
の空」(初出は極楽六時讃歌)を言う。

②⑧菊の項に「抑そが菊は一詠承和菊黄きく也。俊成はそがひなどい

ふやうなり。更非承和菊云々。両説也。末生難定之」とある。

これは、古来風躰抄が万葉集・卷十四・三三九一番歌の評で「そ
がひ」について述べたのちに、「かのみゆるきしべにたてるそがぎ
くのしげみさえたのいろのでこらさ」(拾遺・雑秋・一一二〇・よみ
人しらず)をあげ、「むかひのきしにそがひにみゆるとよめるにや。
承和のみかどのきなるいろをこのみたまひければ、き菊をそわぎく
といふなりと申事はいつよりいふ事にかおぼつかなく」とするの
を踏まえ、順徳院自身も結論を保留している。言語部の由緒言、料
簡言においても、再説されるが、ここでは承和菊説に傾斜している
(③④、③⑦参照)。

②⑨枕の項に「たび 住吉哥合俊成初詠之 先例不詠可歟」とある(諸本で注
記の位置が異なり、本文上の問題がある)。

これは、住吉社歌合・旅宿時雨・十四番・右勝「すみよしのまつ
がしたねのたびまぐらしくれもかせにききまがへつつ」(藤原隆信)
の判詞中に「たびまぐらぞいかにぞきこゆれど、詩にも旅枕とはつ
くればの字なくともいかがせむ」とあり、「旅の枕」でなく「旅枕」
と詠んでもよいと俊成が初めて判断を下したと解したものか。

③⑩神部の項に「すみよしのかたそぎゆきあはぬとよめる事は俊成諫
之。まことに本説、いまは不吉事歟。ちぎといふことを基俊ゆるさ
ずといへり」とある。

かたそぎについては、住吉社歌合・社頭月・十八番・右持「かた
そぎのゆきあはぬまよりもる月はしもにしもをやおきかさぬらむ」
(藤原季定)の判詞中に「かたそぎのゆきあはぬことは、いまはしひ

てよむべからざるよしころにおもふたまふるところあり」とあることを指す。ちぎについては、同歌合・社頭月・十四番・左持「ゆきもあはぬちぎのかたそぎもる月をしもとやかみのおもひますらむ」(平経正)の判詞中に「左、すがたは優にみゆるをちぎといへること、あるところのうたあはせに、基俊のきみといひし判者にて、ゆるさずぞいひて侍りし」とあることを指す。

五 卷四言語部について

歌学書などで取り上げられている難語や難解歌などの解説をするこの巻では、七例ある。

③①世俗言の「さぶ」に「左大将 後京極 哥合にも俊成褒美詞、さびてこそと云り。此詞定家曰、釵刀をこそさぶとはいへ尤無其謂。之誠言非歟。但先例非無歟。其上住吉哥詞俊成曰、左其すがたことばいひしりてさびてこそみえ侍れ云々」とある。

六百番歌合判詞には「さぶ」や「さびたり」は四例あるが、この部分に該当するのは春・廿一番・蛙・左勝「ほのかなるかすみのすゑのあらをだにかはづもはるのくれうらむなり」(藤原定家)の判詞中に「かすみのすゑのあらをだには、歌のすがたさびてこそは見え侍れ」とあることを言う。また住吉歌合云々とあるのは、同歌合・社頭月・八番・左勝「すみよしのまつふくかぜのおとさえてうらさびしくもすめる月かな」(平経盛)への判詞「左歌、すがたことばいひしりて、さびてこそみえ侍れ」を引用したものである。なお、定家説については、未詳である。

③②由緒言に「かはやしる 夏神楽也。俊成説有。瀧川上にすといへり。夏川上にすてする也」とある。

これは古来風躰抄が「あきのほをしのをしなみおくつゆのけかもしなましこひつ、あらずは」(万葉・卷十・二二五六)に関連して、六百番歌合での顕昭との難陳に及び貫之集の歌を証歌にあげ「かの御屏風のゑにかはやしるにてかぐらしたるありさまかきたりけんを、かはやしるのありさまばかりをよみて侍りけるなるべし……夏、たきおちたるところにて、夏かぐらしたるを、そのありさまをかよくめるなるべし」と、夏に川上などで神楽を行う際に用いるとする俊成説を言う(注六)。

③③由緒言に「みやこのてぶり 公実脚詠之。俊成抄曰、みやこのふるまひと云り。委可尋(底本は「うるひ」とするが幽斎本によつて「ふるまひ」と訂正する)とある。

これは、古来風躰抄の「あまざかるひなにいつとせすまひつ、みやこのてぶりわすられにけり」(万葉・卷五・八八〇)の評に「このみやこのてぶりは、みやこのふるまひといふ事なりとぞ申」とあることを言う。

③④由緒言の「ひたちおび」の上余白に「そがひにみゆる 俊成曰、をひすがひなどいふこゝろなり。そがぎくもおなじ心といへり」(底本はじめ諸本「俊頼」とするが、誤りと解して訂正した)とある。

これは、古来風躰抄の俊成説「むかひのきしにそがひにみゆるとよめるにや」を言う。なお、国会本などは「ひたちおび」の次に本文化されている。そが菊は、枝葉部・菊の項に前出(28参照)。

③⑤由緒言の「よるべの水」の条に「嘉応住吉哥合とて、人々多よめるに、社頭月の心を、清輔、月かげはさえにけらしな神がきやよるべの水につらゝ、あるまでとよめるを、俊成判云、よるべのみづといふ事は、源氏物語にぞ賀茂のまつりの日の哥に、さもこそはよるべのみづにみくさみめとよめるみ給し。さらではふるき哥にもえみをやび侍らず。このみづおろゝ、承に、たとへばいづれの社にも侍らめど、まづ当社御前月には、海の面こほりをみがき、浜の沙ちをしけらんをばをきて、よるべのみづばかりにむかひて、月はさえにけらしなどおもはんことやいかゞといへり」とある。

これは、住吉社歌合・社頭月・四番左勝「月かげはさえにけらしなかみがきやよるべのみづにつららるるまで」(藤原清輔)の判詞の忠実な引用である。八雲御抄と異同のある箇所傍線を施しておく。「よるべのみづといふことは、源氏のものがたりにぞ賀茂のまつりの日のうたに、さもこそはよりべのみづも見えざらめとよめるみたまへし。さらではふるきうたにもみおよび侍らず。このみづおろおろうけたまはるに、たとへばいづれのやしるにもはべらめど、まづ当社のおまへの月には、うみのおもてこほりをみがき、はまのまさごたまをしけらむをばおきて、よりべのみづばかりにむかひて、月はさえにけらしなどおもはむことやいかゞ」

歌詞「見えざらめ」の異同は大きい、要はテキストの問題であり、引用であることは確実と思われる。なお、夫木抄にはこの時の清輔の反駁が逸文として伝わる(注七)。

③⑥料簡言の「はつはるのはつねのけふのたまは、きてにとるからに

ゆらくたまのを」(万葉・卷二十・四四九三)の頭注に「能因以此哥称上人詠哥。余事也。俊成もいへり。只彼上人は古哥をいへる也。如伊せ物語、如此事多。彼上人はわれをいざなへの哥歟。同躰なればもし思度歟」とある。

これは、古来風躰抄が、この万葉歌について「なか／＼さやうのひじりなどのこのふるきうたをしりて、にとるからにといはんれうにおもひいで、いひいでたらんは、たまば、きもいますこしをかしくもやあるべからん」として、志賀寺上人が古歌を言い掛けたと述べていることを指したものである。古来風躰抄ではこの直前に、俊頼髓脳から引用した説話を「能因法師の帥の大納言経信卿に語りけるとして申たるは」として紹介しているが、そこでは「てにとるからに」の歌を上人が詠み出したとしている。俊成は上人の新詠とすることを疑問視して、伊勢物語に万葉歌が使われている例などをあげて、古歌の利用であると結論づけている。したがって、八雲御抄の能因云々、伊勢物語云々は、古来風躰抄に拠ったものであり、順徳院も俊成と同意見である。

③⑦料簡言には「かのみゆるいけ辺にたてるそがぎくのしがみさえたのいろのでこらさ」(拾遺・雑秋・一一二〇・よみ人しらず)をあげ、その解釈中に「俊成は、そがひなどいふ心と云々」とする。

古来風躰抄が「つくばねのそがひに見ゆる葦穂山あしかるとがもさねみえなく」(万葉・卷十四・三三九一)に関連してこの拾遺集歌(第二句「きしべにたてる」とする)をあげ、「むかひのきしにそがひにみゆるとよめるにや」とする。俊成説については、②⑧、③④に

も取りあげられている。順徳院は②では結論を出していないが、ここでは承和菊説を採り、黄菊か一本菊かは不分明とする。

六 卷五名所部について

和歌によまれた地名を列挙しているこの巻では八例を数えるが、そのうち新古今集からの用例が六例ともっとも多い。

③⑧山の項に、「あまのかこ」^{大カ香社} みねのまさかき、俊成哥」とあるのは、新古今・冬・六七七「雪ふれば峰のまさかきうづもれて月にみがけるあまのかぐ山」(初出は御室五十首)を指す。

③⑨山の項に「あさか」^同 俊成は、かげさへみゆる山の井はこのあさか山なり。にこりていふべきなり」とある。

古来風躰抄の万葉集のあさか山の歌のような古歌には、歌病をあてはめるべきではないとする言説の一部「あさかやまのうたもハジメノ山のなはにこりていふべし」を言う(⑥参照)。

④⑩山の項に「ふしみ」^同 新古、俊成」とあるのは、新古今・秋上・二九一「ふしみ山松のかけよりみわたせばあくる田のにも秋風ぞふく」(初出は正治初度百首)を指す。

④⑪原の項に「しの」^加 俊成」とあるのは、新古今・羈旅・九七六「世中はうきふししげししのはらやたびにしあればいもゆめにみゆ」(初出は述懐百首)を指すと思われるが、篠原は近江の歌枕とするのが一般的であり、加賀とするのは不審である。歌中の「妹」を美福門院加賀と解したことに基づく誤解によるか。

④⑫田の項に「さかた」^近 新古今、俊成」とあるのは、新古今・賀・七五

三「あふみのや坂田のいねをかけつみて道ある御世のはじめにぞつく」(初出は仁安元年大嘗会悠紀方歌)を指す。

④⑬市の項に「しかまの」^千 俊成」とあるのは、千載・恋四・八五七「恋をのみしかまのいちにたつ民のたえぬおもひにみをやかへてん」(初出は久安百首)を指す。

④⑭里の項に「かたの、」^{俊成} 俊成」とあるのは、新古今・恋二・一一一〇「あふことはかたののさとのさとのいほしにつゆちるよはのとこかな」(初出は千五百番歌合)を指すか。

④⑮浦の項に「いちしの」^{俊成哥} 俊成哥」とあるのは、新古今・雑中・一六一二「今日とてや磯なつむらむ伊勢島やいちしの浦のあまのをとめこ」(初出は五社百首)を指すか。

七 卷六用意部

歴代の勅撰集に言及し各集の代表的歌人について評を加え、和歌のあるべき姿について述べているこの巻では、俊成の和歌観が大きく取り上げられている。

④⑯万葉集に関連する箇所「抑かの万葉集はやすきことをかくしてかたきことをあらはせりと通俊後拾遺の序にいへり。たゞし俊成これなんぞ。ゆへあるべきにや」とある。

これは、古来風躰抄に「さてこの万葉集をば後拾遺の序に申たるは、このしふのころはやすきことをばかくし、かたき事をあらはせり、よりてまどへるものおほしとぞかきたるをいとさにはあらぬにやとおほえ侍なり」とある箇所からの部分的引用であり、順徳院も

「ゆへあるべきにや」と俊成に賛同する。

⑦和歌の本質に関して「俊成が、けるものにはく『大かた哥はかならずしもおかしきふしをいひ、ことのりをいひきらんとせざれども、本自詠哥といひてたゞよみあげたるにもうちながめたるにもなにとなくえんにもきこゆる事のあるるべし。よき哥になりぬれば、そのことばすがたのほかにはけいきのそひたるやうなることのあるにや。たとへば春のはなのあたりに霞のたなびき、秋の月のまへにしかのこゑをき、かきねの梅にはるの風のほひ、みねの紅葉にしぐれのうちそ、きなどするやうなることのかびてそへるなり。つねに申やうに侍れど、かの月やあらぬはるやむかしのといひ、むすぶてのしづくに、ごるなどいへる也。なにとなくめでたくきこゆる也。かやうなるすがた詞によみにせんとおもへる哥は、ちかきよにはありがたきことなるを、このほど見侍る御百首どもなどこそまことにありがたきこと、は見え侍れ。すべてこのみちはいみじくいはんと思、ふるきものをもみつくとするにもさらにもらざるべし。かつはたゞせんせの契なるべし。すべて詩哥のみちも大聖文殊の御智恵よりおこれることなり」といへり」と述べる。

これは、次にあげるように、慈鎮和尚自歌合・十禪師跋からのほぼ忠実な引用である(異同部分には、傍線を施した)。

「おほかたは、歌はかならずしもかしきふしをいひ事の理をいひきらんとせざれども、本自詠歌といひてただよみあげたるにもうちながめたるにもなくえんにも幽玄にもきこゆる事有るなるべ

し。よき歌になりぬれば、そのことば姿のほかに景気のそひたるやうなる事の有るにや。たとへば春花のあたりにかすみのたなびき、秋月の前に鹿のこゑをきき、かきねのむめに春の風のほひ、嶺の紅葉にしぐれのうちそきなどするやうなる事のかびてそへるなり。つねに申すやうには侍れど、かの月やあらぬ春やむかしのといひ、むすぶてのしづくになどいへるなり。なにとなくめでたくきこゆるなり。かやうなる姿詞によみにせんとおもへるうたは、ちかき世には有りがたき事なるを、このちかきとしより此かたみえ侍るおほむ百首どもかつはこの御歌合などぞ、まことに有りがたきこととは見え侍れ。すべて此道はいみじくいはんと思ひ、ふるき物をもみつくさむなどするにもさらによらざるべし。かつはたださきの世の契なるべし、すべて詩歌の道も大聖文殊のおほむ智恵よりおこれる事なれば」とある(小異はあるが、引用であることは間違いない)。続けて俊成は「文殊の御垂跡もこの砌にはあとをたれ、社壇をならべておはしませばこの御歌合をばいづれにもいかばかりもてあそびおほむ納受侍らんずらん、当来普見如来も光を和らげてあまねくみそなはすらんとぞおぼえ侍る」として一文を結んでいる。

俊成の和歌観の到達点を示したものととして注目されてきた箇所であるが、ほぼ同様の言説は、これより先に古来風鉢抄、民部卿家歌合にも繰り返し述べられている。順徳院が古来風鉢抄ではなく十禪師跋文から引用しているのは、俊成歌学の深化を認めていたからではないかと憶測される。順徳院自身は、以下に「まことにたゞむ

ねのうちをいでざる風情人のをしへによるべからず。一切の芸はよき師匠にあひてまなぶにむなしきことなし。この哥の道にをきてはたゞ心のいたるといたらざると也」と「心」を強調する考えを述べていて、「前世の契り」とする俊成とは微妙な違いを見せている。ここでの俊成説は、順徳院が歌論を展開する際の序論の役割りを担わされているが、それは、院の考えにもっとも近いものとして俊成説が認識されていたためとも思われる(注八)。

④8「法性寺入道このみちこのみ、崇徳院のすゑつかたよりやうく又哥のことさたありて、久安に百首哥などありしより、俊成清輔西行法師などいふもの、このみちにたへなるがゆへにいまは又ひろまれるなり」とある。

新古今集に繋がる和歌の隆盛が、久安百首頃から始まり、当時を代表する歌人として、俊成が、清輔、西行とともにあげられていて、順徳院の見解が窺える箇所である。

父帝の後鳥羽院御口伝には「近き世の上手」として「俊頼がのちには釈阿、西行也。すがた殊にあらぬ体也。釈阿はやさしく艶に、心も深くあはれなる所もありき。殊に愚意に庶幾するすがた也。西行はおもしろくして、しかも心も殊に深く、ありがたくいできがたきかたも共にあひかねてみゆ。生得の歌人と覚ゆ。おほろけの人、まねびなどすべき歌にあらず。不可説言語の上手也。清輔、させる事なければども、さすがにふるめかしき事、時々見ゆ」と、三歌人をあげていることと一脈通じるものがある。ただし、清輔に対する評価が異なるのは、久安百首の作者という文脈上の制約のためであ

ろうが、後鳥羽院が実作中心の評価であるのに対して、順徳院は歌学書も含めた評価であったとも考えられる。

④9「俊頼、俊成いづれにもわたりて侍れば、そのやうをまなび侍らんこそいたく題するまじくは侍れ。さればたれかはこれをまなばざる」とある。

これは「たゞ、経信ちかくは西行があとをまなぶべし。そのやうはべちのことにあらず。たゞことばをかざらずしてふつふつといひたるがよきなり。但これらはこのみちのかんのうにて、いひいでたるやうをいまのよの人あしざまにとりなして、一定平懐にかたはらいたきことありぬべし」に続く箇所である。経信、西行の和歌は言葉飾らない歌であるが天性の才能があつて詠むことができるものなので、今の普通の人が詠むと平懐になる危険性があると述べ、俊頼、俊成の歌風は多岐にわたっているのも、もっぱら手本とすべきと言うのである。俊頼歌の多様性への発言は、後鳥羽院御口伝が「俊頼、堪能の者也。歌の姿、二様によめり。うるはしくやさしき様も、殊に多くみゆ。又、もみくくと、人はえよみおほせぬやうなる姿もあり」と述べていることと関連があると思われる。俊成歌について、前項④8に引用したように、手本とすべき詠み様であるとされていることに通じる見解である。

⑤0「公任卿は寛和のころより天下無双の哥人として、すでに二百余歳をへたり。在世のときいふにをよばず、経信俊頼已下ちかくも俊成が存生まではそらの月日のごとくあふぐ」とある。

これは後世における公任への尊崇ぶりを述べた箇所であるが、時

代を代表する歌人として経信俊頼を引き合いに出すとともに、俊成の名があげられているところに、俊成評価の高さが窺える。

八 むすび

八雲御抄に見られる俊成関連記事をすべてあげたが、俊成説の古典としては、古来風躰抄と住吉社歌合判詞によるものがほとんどである。その他では、六百番歌合に言及したものが二例あるが、いづれも定家歌に対する俊成判という特殊な場合であった。

俊成は四十一度に及ぶ加判を行っているが(注九)、八雲御抄が住吉社歌合にほぼ限定して採用している理由はどこにあるのだろうか。八雲御抄が最も多くの歌合に言及しているのは、正義部の歌合「子細である。そこでは歌合で難とされた例が列挙されていて、その基本部分は袋草紙によりながら、袋草紙以降の新しい例を順徳院が独自に補っている。住吉社歌合は、判者俊成と清輔との間で難陳が交わされたがゆえに、取り上げられることになったのではないかと推測する。実際、この歌合における俊成の判は、清輔を意識したためか、語句の詮議に筆を費やしていて、俊成判の特徴である鑑賞的傾向よりも術学的傾向を示している。

また、六百番歌合は、方人であった顕昭と寂蓮との間で激しい応酬があり、俊成判詞を不服として顕昭陳状がものされた歌合として著名であるが、その判詞がほとんど取り上げられていないのはなぜだろうか。この歌合のあとに執筆された古来風躰抄には、「かはやしろ」「かひや」「そがぎく」など顕昭説への厳しい批判が多くの紙

面を割いて述べられていて、六百番歌合での主要な難陳に関する俊成の結論が述べられているのであり、難陳という点からすれば、あえて六百番歌合の判詞を引用するまでもなかったからではないかと思われる。要するに、住吉社歌合が取り上げられた主な理由は、論難への関心に発しているのではないかと考える。

八雲御抄が歌論を展開するに当たって、俊成の見解を重視するのは、俊成を大いに認めていることであつたと思われるが、それは俊成が千載集の単独撰者であり、大嘗会和歌や女御入内屏風和歌の作者でもあり、当代髓一の歌道家の重鎮であるという事実に拠つただけではなく、俊成の歌を庶幾すると称揚している後鳥羽院の影響もあつたと思われる。

以上、「俊成」の名前が見えている箇所に限って、雑駁な考察を試みたに過ぎない。今後は顕在化していない箇所においても、俊成説受容の可能性(注十)を説明する必要があると思われるが、それは他日に期したい。

(注一) 俊成の長歌短歌説は定家に受け継がれ、『万葉集長歌短歌説』となった。

(注二) 歌論歌学集成第七卷所収『古来風躰抄』(三弥井書店・平成十八年刊) 渡部泰明氏の頭注(四八頁)および補注(二九六頁)に、その旨が指摘されている。

(注三) 俊成の歌病に関する論文に、田村柳壺「俊成の歌病説小考」藤原俊成研究ノートがある(後鳥羽院とその周辺)——笠間書院・平成十年刊——所収。

(注四) 和歌文学会『論集 藤原定家』(笠間書院・昭和六十三年刊)の「藤原定家著作一覽」三〇〇頁には「藤原定家御俊成御加詠草(日暮帖)が紹介され

ている(執筆担当は兼築信行氏)。同書三〇一頁には正治初度百首の草稿から、

同書三〇五頁には御室五十首の草稿から俊成の添削の可能性が指摘されている(同)。

(注五)たとえば、松野陽一「藤原俊成の研究」(笠間書院・昭和四十八年刊)五八九頁には、河野信一記念文化館(現、河野美術館)蔵八代集本が「二品法親王」「仁和寺後入道法親王」と表記されていることが、五四八頁には同館蔵の別の一本が「仁和寺二品法親王守寛」「仁和寺後入道法親王寛性」となっていることが紹介されている。

(注六)定家は河社をめぐって俊成の説などを記した「かはやしる」を著している。

(注七)夫木抄二二五七番歌には清輔の「月かげは」の歌と俊成の判詞をあげ、「作者清輔朝臣云、よるべの水はいづれの社にも侍るにこそ、又歌によめる事源氏のみにあらず、和泉式部が集などは御覧せざりけるにや、又月よむべき所はおほかれど風情に随ひてこそよめるかし、をばすて山などをとりあつめてつくすべしと不存事なり、をばすて山たかき名なりとて、月の歌ごとにそれをよみて余の山をよむまじきにやと云云」と、清輔の反論を載せている。また、同一五四一八番には「いなむしろ」の歌をあげ、俊成の判詞と清輔の反駁を掲載する。

(注八)用意部における順徳院歌論を、俊成説の引用との関連で述べているのは、田中裕『中世文学論研究』(塙書房・昭和四十四年刊)一三四頁、藤平春男『新古今とその前後』(笠間書院・昭和五十八年刊)二三八頁などである。

(注九)(注五)の松野前掲書四〇六―五一一頁による。

(注十)たとえば作法部の撰者の項で「万葉 奈良天皇御宇 橘諸兄左大臣撰之〔万葉抄〕とするのは、古来風跡抄に一致し〔八雲御抄の研究〕本文章・研究

篇・索引篇(三九五頁)、俊成説が受容されている例と見なすことができる。

(受理 平成二十年三月二十七日)